

花水公民館附属体育館の利用について

公民館は、「社会教育法」に規定された社会教育施設です。利用にあたっては、「平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例並びに条例施行規則」「平塚市立公民館利用承認基準」を遵守して下さい。

1 利用団体の登録

花水公民館附属体育館の利用にあたっては、公民館利用団体の登録が必要です。登録は、「公民館利用団体調査票」と「団体の会員名簿」の提出により審査を行い、承認された団体（原則10名以上で半数以上が平塚市に住所のあることが条件です。）が利用できます。継続して利用する場合でも毎年度登録が必要となります。

なお、次のことは認められませんので十分注意して下さい。

・ 実際とは異なる団体名で登録したり、一団体が異なる団体名で多重登録したりすること。

・ 講師が中心となり、月謝や指導料等を徴収する教室等が団体として登録すること。

・ 営業や特定の宗教・政治活動が目的の団体、及び個人での利用はできません。

* 記入の内容に虚偽があった場合には、利用の登録を取り消します。

2 利用時間

午前9時から午後9時まで。

なお、承認を受けた利用時間には準備と片付け、シャワー・更衣室の利用も含まれます。

3 利用申し込み

利用する日の前月1日（一斉申込日、1日が土・日・祝日等である場合は公民館の指定する日）から7日前までに、利用料を添えてお申込み下さい。

受付初日は午前9時から午前11時まで南部福社会館1階会議室にて受付を行います。午前11時以降は南部福社会館事務室にて受付を行っています。

なお、南部福社会館での受付は月曜日から土曜日（祝日を除く）までの午前9時から午後5時までとなります。

なお、1団体につき原則1回2時間以内とし1ヶ月につき3回までとなります。（ただし、1日あたり連続として4時間までの利用は可能です。＜2回分の利用となります＞）

月4回以上の利用については 当月において利用が1回終了するごとに、次の1回分の利用を申し込むことができます。（最大5回まで）

4 利用できない日・時間

年末年始（12月28日～1月4日）、その他公民館の定めた日または時間

5 使用料（平塚市条例）

・ 体育、レクリエーションを目的とする場合

→ 入場料を徴収しない 1時間 200円

→ 入場料を徴収する 1時間 700円

なお、一旦納付された使用料は原則返金できません。

6 その他

- ・施設を損傷するおそれがあると認められる活動は利用を承認しません。
- ・成人のフットサル（サッカー）利用は平成25年3月末にて終了させていただきました。また、フットサル（サッカー）の新規利用登録はできません。子ども団体の継続利用は条件付（ネット設備のある南北側に向かってボールを蹴るパス程度）の利用となります。
- ・未成年者の利用は、責任の持てる大人の同伴が必要です。（利用申し込み時に利用希望の旨記載して下さい）
- ・幼児室を利用される場合は、面倒をみる人を必ず1名以上つけて事故のないよう十分気を配って下さい。
- ・なぎさふれあいセンターの駐車場は、福祉会館・図書館と一緒にあります。体育館のご利用の際にはできるだけ車の使用はご遠慮下さい。
- ・体育館内では、運動時の水分補給（フタ、キャップ付の飲料のみ可）以外の飲食はできません。
- ・体育館専用シューズを使用して下さい。ボール、ラケット等は利用者が持参して下さい。なお、倉庫に置いたままにしないで下さい。（花水公民館等にて一定期間保管後、廃棄させていただきます）
- ・附属体育館は利用者のみなさんが利用する施設です。施設や備品を大切にしてください。万が一施設や備品を破損、汚損してしまった時には、必ず申し出て下さい。また、その場合には、原則として利用者の負担で現状回復（修理・弁

償等)をしていただくことになりますので、ご注意ください。

- ・利用時には南部福社会館事務室に「利用承認書」を提示のうえ、「利用報告書」を受け取り、利用終了時には点検事項を確認し報告書に記入のうえ、南部福社会館事務室に提出して下さい。（「利用承認書」の提示がない場合、利用ができない場合がありますのでご注意願います）
- ・地域行政関係事業や公民館事業を実施する場合には、利用を優先させていただきまます。
- ・なるべく多くの団体が利用できるよう、利用申し込みをされた場合でも、キャンセルの連絡をお願いいたします。なお、南部福社会館（Tel 0463-21-3370）あてにご連絡下さい。
- ・その他、利用にあたっては職員の指示に従って下さい。
- ・体育館利用者はケガが多いため、各団体にてスポーツ保険に加入されることをおすすめいたします。

（R 6 . 3 . 1）